令和8年11月20日スタート！

こども向け

長久手市

こどもの権利条例



Copyright © 2026 Nagakute City. All Rights Reserved.

すべてのこどもに、「こどもの権利」があります

☆こどもが健やかに育つまち、長久手市☆

自分の気持ちや意見を大切にしてもらったこどもは、他の人の気持ちも同じように大切にできるようになります。こうした経験がみんなの豊かな心を育て、いのちを大切にする、やさしい大人へと成長させてくれます。

「長久手市こどもの権利条例」について
くわしくはこちら▶

こどもの大切な権利

おとなが、こどもにかかわることを決めるときは、「こどもにとって最も良いことは何か」を考えて決めます。それを、「こどもの最善の利益を考える」といいます。「こどもの権利」は、あなただけでなく、友達や、きょうだいなど、すべてのこどもにあります。

安全と安心が守られる権利

第３条



命は守られます

病院に行くことができます



育ててくれる人がいて、安全な場所で安心してすごせます



健康にすごせるように、食べ物、服、住む場所があります







いじめや犯罪、災害などから守られます

一人ひとりに合ったサポートを受けられます

秘密やプライバシーは守られます



差別を受けません

自分らしく生きる権利

第４条

周りの人から認められ、個性が大切にされます

自分の考えや、ありのままの気持ちを表せます



自分のことを決めるとき、意見を言うことができます



豊かに育つ権利

第５条



遊んだり、学んだりできます



いろいろな人とふれあえます





芸術や文化、スポーツや自然に親しむことができます

夢を持って挑戦できます
失敗しても、また挑戦できます



心と体を休める権利

第６条



ゆっくり、心と体を休めることができます

自分のやりたいことができる時間があります

参加する権利

第７条



仲間をつくり、集まることができます

ボランティア活動に参加したいと思ったら、方法を教えてもらえます

意見を表明する権利

第８条



自分の思いや考えを周りの人に伝えるために、手伝ってもらえます

おとなの意見と同じように、こどもの意見も大切にされます

こどもの権利を守るための役割

こどもが安心して成長することができるよう、まち全体でこどもを見守り、助けます

こどもの意見をしっかり聴きます

いじめ、差別、虐待など、こどもの権利を傷つけることはしません

こどもの権利を理解し、大切に守ります

相談は無料です

相談できるところ

ながくてこどもの相談窓口

令和９年３月３１日までは子ども家庭課☎0561－56－0633へ。
令和９年４月1日以降については、現在準備中です。電話番号は
ＱＲコードから確認してね☆

平日9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

こどもの人権110番（名古屋法務局）☎0120-007-110

こどもの人権にかかわる相談

通話無料　平日　8:30～17:15

24時間子どもSOSダイヤル　☎0120-0-78310

いじめ、自分や友達の命に関わるＳＯＳ

通話無料　24時間年中無休

11月20日は ながくてこどもの日！

「長久手市こどもの権利条例」がスタートした11月20日を「ながくてこどもの日」としました。この日は「世界こどもの日」でもあります。みんなに「こどもの権利」を知ってもらったり、みんなで考えたりする日にしましょう！



発行・長久手市こどもの権利条例についての問合せ先

長久手市役所

子ども部　子ども政策課

〒480-1196
長久手市岩作城の内６０番地１
TEl　0561−56−2555

※このリーフレットは、「長久手市こども会議」に参加してくれた、小、中、高校生のアイデアや意見をもとにつくりました。